

【ご注意ください！！】

事業復興型雇用確保助成金（雇入費）を受給する事業主は、労働者を雇い入れて事業復興型雇用確保助成金（雇入費）の支給を受けた場合、岩手労働局などの以下の助成金（注）の支給を受けることはできませんのでご留意下さい。

助成金の併給調整についての詳細は、岩手労働局（019-606-3285 助成金相談コーナー）等にお問い合わせください。

注）以下は例示です。以下に列記したもの以外でも、国又は県の補助金や融資などで雇入れに係る費用を助成対象とするものについては、事業復興型雇用確保（雇入費）助成金との併給を受けることはできませんので、ご注意ください。

- 産業雇用安定助成金
 - － 産業連携人材確保等支援コース、スキルアップ支援コース、事業再構築支援コース（経過措置）、災害特例人材確保支援コース
- 早期再就職支援等助成金（旧 労働移動支援助成金及び中途採用等支援助成金）
 - － 雇入れ支援コース、中途採用拡大コース、U・I・Jターンコース
- 特定求職者雇用開発助成金
 - － 特定就職困難者コース、生涯現役コース（経過措置）、被災者雇用開発コース（経過措置）、生活保護受給者等雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）、中高年層安定雇用支援コース
- トライアル雇用助成金
 - － 障害者トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース
- 人材確保等支援助成金
 - － 働き方改革支援コース（経過措置）
- 通年雇用助成金
- 両立支援等助成金
 - － 再雇用者評価処遇コース（経過措置）
- 65歳超雇用推進助成金
 - － 高齢者無期雇用転換コース
- キャリアアップ助成金
 - － 正社員化コース、障害者正社員化コース
- 人材開発支援助成金
 - － 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース